

<p><b>国家外汇管理局关于便利银行开展贸易单证审核有关工作的通知</b> 汇发〔2017〕9号</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行：</p> <p>为进一步便利银行开展贸易真实性审核工作，提升贸易便利化水平，根据《中华人民共和国外汇管理条例》等规定，国家外汇管理局决定向银行开放货物贸易外汇监测系统（银行版）（以下简称系统）“报关信息核验”模块。现将有关事项通知如下：</p> <p>一、办理单笔等值10万美元（不含）以上货物贸易对外付汇业务（离岸转手买卖业务除外，下同），银行在按现行规定审核相关交易单证的基础上，原则上应通过系统的“报关信息核验”模块，对相应进口报关电子信息办理核验手续；银行能确认企业对外付汇业务真实合法的，可不办理核验手续。</p> <p>办理单笔等值10万美元以下货物贸易对外付汇业务，银行可按照“了解客户、了解业务、尽职审查”的原则，自主决定是否通过系统对相应进口报关电子信息办理核验手续。</p> <p>二、企业办理货物贸易对外付汇业务，应向银行提供真实的报关信息。</p> <p>三、银行应按以下方式在系统中办理进口报关电子信息的核验手续：</p> <p>（一）对于已完成进口报关手续的，银行自办理货物贸易对外付汇业务之日起5个工作日内，按照本次货物贸易对外付汇金额，在系统中办理核验手续。</p>	<p><b>国家外貨管理局：銀行実施の貿易エビデンス審査関連業務の利便化に関する通知</b> 匯発[2017]9号</p> <p>国家外貨管理局各省・自治区・直辖市分局・外貨管理部、深圳・大連・青島・厦門・寧波市分局、各中資外貨指定銀行：</p> <p>銀行が実施する貿易真实性審査業務を更に利便化し、貿易利便化レベルを更に向上させるため、《中華人民共和国外貨管理条例》等の規定に基づき、国家外貨管理局は、銀行に対して貨物貿易外貨モニタリングシステム（銀行版）（以下、「システム」）の「通関申告情報検査」モジュールを開放することを決定した。ここに、関連事項を以下の通り通知する：</p> <p>一、一件あたり10万米ドル（10万ドルを含まない）相当以上の貨物貿易の対外支払業務（オフショア転売に係る売買業務を除く、以下同様）を取り扱う場合、銀行は、現行の規定に基づく関連取引エビデンスの審査を基礎として、原則、システムの「通関申告情報検査」モジュールを通じて、相応する輸入通関申告の電子情報について検査手続を行わなければならない；銀行が企業の対外支払業務の真実・合法性を確認することができる場合、検査手続を行わなくてもよい。</p> <p>一件あたり10万米ドル相当以下の貨物貿易の対外支払業務を取り扱う場合、銀行は「Know Your Customer・Know Your Business・デューデリジェンス」の原則に基づき、システムを通じて相応する輸入通関申告の電子情報について検査手続を行うか否かを自主的に決定することができる。</p> <p>二、企業は貨物貿易の対外支払業務を行う場合、銀行に真実の通関申告情報を提供しなければならない。</p> <p>三、銀行は、以下の方式に基づきシステム上で輸入通関申告の電子情報の検査手続を行わなければならない：</p> <p>（一）輸入通関申告手続が完了している場合、銀行は貨物貿易の対外支払業務の取扱日より5営業日以内に、当該貨物貿易の対外支払金額に基づき、システム上で検査手続を行う。</p>
--	---

(二) 对于未完成进口报关手续的，银行应要求企业在完成报关手续之日（即进口日期，下同）起 40 日内提供相应的报关信息，并按照本次货物贸易对外付汇金额，在系统中补办核验手续。

(三) 对于已完成进口报关手续但企业因合理原因无法及时提供报关信息的，银行确认交易真实合法后为其办理付汇业务，在企业完成报关手续之日起 40 日内补办核验手续。对于上述确实无法提供报关信息的，银行应在系统中对该笔付汇业务进行记录。

(四) 对于因溢短装等合理原因导致货物贸易实际对外付汇金额大于报关金额的，银行在系统中办理核验手续时，应注明原因。

四、对于存在下列情况之一的企业，银行应逐笔在系统中对企业加注相应标识，企业的标识信息通过系统向全国银行开放：

(一) 未在规定期限内提供报关信息且无合理解释的；

(二) 涉嫌重复使用报关信息且无合理解释的；

(三) 涉嫌使用虚假报关信息的；

(四) 其他需加注标识的情况。

企业的标识信息保存期限为 24 个月。由于银行操作失误导致企业被误标识的，经银行内部审批后，银行可撤销相关企业的标识信息。

五、对于因数据传输不完整等原因造成系统缺失相应进口报关电子信息的，银行确认交易真实合法后为其办理付汇业务，并及时在系统中补办核验手续。对于系统始终缺失进口报关电子信息的，银行应在系统中对该笔付汇业务进行记录。

(二) 輸入通関申告手続が完了していない場合、銀行は企業に通関申告手続の完了日（すなわち輸入日、以下同様）より 40 日以内に相応する通関申告情報を提供するように要求し、併せて当該貨物貿易の対外支払金額に基づき、システム上で検査手続を追加で行わなければならない。

(三) 輸入通関申告手続が完了しているが企業が合理的な原因により速やかに通関申告情報を提供できない場合、銀行は取引の真実・合法性を確認後、当該企業のために支払業務を取り扱い、企業の通関申告手続の完了日より 40 日以内に検査手続を追加で行わなければならない。上述の事実通りに通関申告情報を提供できない場合、銀行は当該支払業務についてシステム上で記録しなければならない。

(四) 積荷の過不足等の合理的な原因により貨物貿易の実際の対外支払金額が通関申告金額を上回る場合、銀行はシステム上で検査手続を行う際に、原因を明記しなければならない。

四、以下の状況のいずれかが存在する企業について、銀行は一件毎にシステム上で企業に対して相応の注記を加えなければならない。企業の注記情報はシステムを通じて全国の銀行に開放される：

(一) 規定の期限内に通関申告情報を提供しておらず、且つ合理的な説明がない場合；

(二) 通関申告情報の重複使用が疑われ、且つ合理的な説明がない場合；

(三) 虚偽の通関申告情報の使用が疑われる場合；

(四) その他の注記が必要な場合。

企業の注記情報の保存期限は 24 ヶ月とする。銀行のオペレーションミスにより企業に誤って注記が加えられた場合、銀行内部の審査・許可を経て、銀行は関連企業の注記情報を取り消すことができる。

五、データ送信が完全でなかった等の理由により、システムに相応する輸入通関申告情報が欠如している場合、銀行は取引の真実・合法性の確認後、当該企業のために支払業務を取り扱い、併せて速やかにシステム上で検査手続を追加で行う。終始システムに輸入通関申告の電子情報が欠如している場合、銀行は当該支払業務についてシステム上で記録しなければならない。

<p>若系统出现无法正常登录等情况，银行应按照《国家外汇管理局综合司关于做好货物贸易外汇管理应急工作有关问题的通知》（汇综发[2012]123号）的规定处理。</p> <p>六、银行应根据本通知规定及时修订相关业务的内控制度，并保证企业进口报关电子信息数据的安全。</p> <p>七、国家外汇管理局及其分支机构（以下简称外汇局）应做好对银行开展核验工作的指导，及时解决出现的问题，同时可不定期对银行核验工作的实施情况进行核查检查。</p> <p>八、违反本通知规定的，由外汇局根据《中华人民共和国外汇管理条例》依法处罚。</p> <p>九、本通知由国家外汇管理局负责解释，自2017年5月1日起施行。</p> <p>国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后，应及时转发辖内中心支局（支局）、地方性商业银行及外资银行。各中资银行收到本通知后，应及时转发下属分支机构。执行过程中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。</p> <p>特此通知。</p>	<p>システムに正常にログインできない等の状況が生じた場合、銀行は《国家外貨管理局総合司：貨物貿易外貨管理応急業務の適切な実施に関する問題についての通知》（匯綜發[2012]123号）の規定に基づき処理しなければならない。</p> <p>六、銀行は、本通知の規定に基づき関連業務の内部統制制度を改訂し、併せて企業の輸入通関申告の電子情報データの安全性を保証しなければならない。</p> <p>七、国家外貨管理局及びその分支機構（以下、「外管局」）は、銀行が実施する検査業務に対する指導を適切に行い、速やかに発生した問題を解決しなければならない。また銀行による検査業務の実施状況に対して不定期で審査・検査を行うことができる。</p> <p>八、本通知の規定に違反した場合、外管局が《中華人民共和国外貨管理条例》に基づき法に従い処罰する。</p> <p>九、本通知は、国家外貨管理局が解釈の責を負い、2017年5月1日より施行する。</p> <p>国家外貨管理局の各分局・外貨管理部は、本通知の受領後、速やかに管轄内の中心支局（支局）・地方性商業銀行及び外資銀行に転送しなければならない。各中資銀行は、本通知の受領後、速やかに下部の分支機構に転送しなければならない。執行過程中に問題に遭遇した場合、速やかに国家外貨管理局にフィードバックされたい。</p> <p>特にここに通知する。</p>
---	---